《被扶養者取消の提出書類等》

被扶養者の要件を欠いたときには、取消事実の生じた日に遡って取消です。
提出書類等は次のとおりです。

1　提出書類

①　被扶養者申告書　…　受付年月日を明らかにするため、所属所受付印を必ず押印

②　被扶養者証、その他共済組合が発行した証（※紛失した場合は、「紛失届」を作成し提出。）

③　取消事実と日の確認できる書類

事由	取消日（資格喪失日）	提出書類
被用者保険資格取得	資格取得日	健康保険証等の写し
就職	採用日	採用辞令等の写し（内定通知不可）
雇用条件等の変更	変更日	雇用条件書等の写し
所得超過 ・3か月連続	3か月目の給料日の翌日	4か月分の給料及び最終支払日の写し
・12か月合計	12か月目の給料日の翌日	13か月分の給料及び最終支払日の写し
・事業所得等	確定申告日	確定申告書及び収支内訳書の写し
年金決定（改定）	証書等の受取日	証書等の写しに受取日を記載
雇用保険受給	支給期間の初日	雇用保険受給資格者証の写し
別居	転居日の翌日	住民票
結婚	戸籍の届出日	戸籍抄本又は受理証明書の写し
協議離婚	戸籍の届出日の翌日	戸籍謄本
調停離婚	成立の翌日	戸籍謄本
夫婦共同扶養の 主たる扶養者の変更	夫婦の年間収入確定日 ・夫婦の年間収入が逆転することが確認できた日 ・転職等による収入見込み日	夫婦の年間収入確認書類 源泉徴収票の写し、確定申告書及び収支内訳書の写し、給与明細書の写し又は給与見込み証明書等
死亡	死亡日の翌日	埋火葬許可証等の写し
その他	事実発生日	取消事実と日の確認できる書類

（注）　その他必要に応じて事実の確認のため、他の書類の提出を求めることがあります。

2　２０歳以上６０歳未満の配偶者を取消する場合

・　国民年金第３号被保険者関係届
　※必要な場合は、当支部から送付します。

3　被扶養者取消後の給付金等の返還について

被扶養者取消日（＝資格喪失日）以後に給付（医療機関の受診等）があった場合は返還していただくこととなりますが、医療機関等からの当共済組合への請求に相当の期間（約３カ月）を要しますので、返還請求額が判明次第、組合員へお知らせします。